（民生委員法の一部改正）

第四条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を削る。

第二十八条中「第二十六条」を「前条」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条　厚生労働大臣は、この法律の運用に当たつては、内閣総理大臣の協力を求めるものとする。

（医療法の一部改正）

第五条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

（身体障害者福祉法等の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第九条第二項及び第三項並びに第十八条第二項

二　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十六条の二第一項第三号

三　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第二項及び第三項並びに第十六条第一項第二号

四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五条第一項第二号

（生活保護法の一部改正）

第七条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の三中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

別表第一備考中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　三の項下欄（第二号に係る部分に限る。）、六の項下欄（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び七の項下欄（第三号に係る部分に限る。）の厚生労働省令　内閣総理大臣

（地方交付税法の一部改正）

第八条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第二十七号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第九条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第二項及び第十四条第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十八条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十八条の二第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十二条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正）

第十一条　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十一条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「これを変更しようとする」を「変更する」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「又はこれを」を「又は」に改める。

第十二条第二項中「変更しようとする」を「変更する」に改め、同条第三項中「変更しようとする」を「変更する」に、「第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同条第四項中「変更しようとする」を「変更する」に改め、同条第五項中「変更しようとする」を「変更する」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十七条第一項、第十八条ただし書及び第二十条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条中「休止しようとする」を「休止する」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十八条第一項中「平成二十四年法律第六十五号」を削り、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十条第三項、第三十一条第一号及び第二号、第三十一条の五第二項、第三十一条の七第一項及び第四項、第三十一条の九第三項、第三十一条の十一第二項、第三十三条第一項及び第四項、第三十五条第三項、第三十五条の二第二項、第三十七条第七項並びに第四十七条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（母子保健法の一部改正）

第十二条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十三条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十五条、第十六条第三項及び第四項、第十七条の二第一項第一号及び第二号並びに第十九条の二中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十条第七項中「診療報酬」と」の下に「、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と」を、「市町村」と」の下に「、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と」を加える。

第二十二条第二項第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十七条（見出しを含む。）中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十八条を次のように改める。

（権限の委任）

第二十八条　内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

2　こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「、国民年金の被保険者及び」を「及び国民年金の被保険者に関する事項については厚生労働大臣、」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律及び母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

一　こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項、第四条、第五条並びに第六条第一項及び第二項

二　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第二条第一項及び第二項